

平成30年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づく随意契約に関する公表

平成31年4月23日現在

1. 契約締結前の公表

2. 契約締結後の公表

No	所管課	契約内容 (物品又は役務の名称)	契約 予定時期	契約の相手方の 決定方法と選定基準	契約金額 (税込/円)	契約相手方 の名称	契約 締結日	履行期間又 は納入期限	契約の相手方 とした理由
1	環境課	資源ごみ分別作業業務 (武雄市リサイクルセンター)	平成31年4月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。	924円/1時間(税別)	公益社団法人佐賀県シルバー人材センター	平成31年4月1日	平成31年4月1日～平成32年3月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであり、該当団体が1団体であったため。
2	都市計画課	きたがた四季の丘公園除草及び清掃作業等業務	平成31年4月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。	885,632円	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	平成31年4月1日	平成31年4月1日～平成32年3月31日	該当団体が1団体であったため。
3	都市計画課	山内中央公園ちびっこ広場清掃業務	平成31年4月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。	124,630円	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	平成31年4月1日	平成31年4月1日～平成32年3月31日	該当団体が1団体であったため。
4	健康課	高齢者軽度生活援助事業 (独居高齢者等の住居周りの除草作業等)	平成31年4月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。予定価	803～1375円/1h	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	平成31年4月1日	平成31年4月1日～平成31年9月30日	該当団体が1団体であったため。

			格の範囲内であること。					
--	--	--	-------------	--	--	--	--	--